

令和4年度 廃棄物管理責任者講習資料

廃棄物管理責任者の業務について

大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課



事業系ごみの減量推進と適正処理の促進

＜事業者の責務＞

- 事業者は、その事業活動に伴い生じたすべての廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進すること等によりこれを減量しなければなりません。
- 事業者は、物の製造・加工・販売等に際して、その商品・容器等が廃棄物となった場合に、適正な処理ができるようにしなければなりません。
また、廃棄物となった場合自ら回収し、その他必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
- 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければなりません。

(条例第4条※)

※「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

事業系ごみの減量推進と適正処理の促進

＜対象となる建築物の所有者または管理者の義務＞

- ・所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物の減量推進及び適正処理に関する1年間の計画を立案して「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書（減量計画書）」を作成し、大阪市長に提出しなければなりません。
- ・所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」を**1名選任し**、大阪市長に届け出なければなりません。この場合、廃棄物の管理上、建築物ごとに「廃棄物管理責任者」を選任し、届け出る必要があります。

（条例第9条第2、3項・規則第4、5条※）

※「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」

廃棄物管理責任者とは

建築物から発生する廃棄物を全体的に管理する。

対象となる建築物の所有者、または管理者は、廃棄物管理責任者を選任し、その日から30日以内に大阪市長に届け出なければなりません。

また、廃棄物管理責任者が変更となった時は、速やかに「廃棄物管理責任者選任（解任）届出書」を提出しなければなりません。

(条例第9条第3項・規則第5条※)

※「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」



廃棄物管理責任者とは

＜廃棄物管理責任者年間業務スケジュール＞

※廃棄物管理責任者変更届等は、必要に応じて随時提出してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①計画書等の作成・提出 (管理体制図等の作成)		提出期限 4月30日											
②廃棄物減量推進計画の 立案・実行	年間を通じて												
③テナント等への啓発	年間を通じて												
④立入検査 (原則2年に1回)	5月から翌年3月下旬の間に行います												
⑤優良建築物に対する表彰									10月下旬頃開催				
⑥廃棄物管理責任者講習									1月下旬頃開催				

廃棄物管理責任者の業務 (①減量計画書の作成・提出)

○減量計画書の概要

建築物から発生する廃棄物の減量推進及び適正処理に関する1年間の計画などを記載していただきます。依頼文は3月下旬に電子メール等で送付いたします。なお、申請時には行政オンラインシステムの積極的なご利用をお願いします。

提出期限：4月30日

○減量計画書記載事項

- ・ 建築物所有者又は管理者の住所及び事業所名など
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)
- ・ 特定建築物の所在地及び名称、廃棄物管理責任者氏名、メールアドレス等
- ・ 廃棄物の種類ごとのその年の3月31日以前の1年間における発生量、再生利用量及び再生利用率と、その年の4月1日以後の1年間における発生量、再生利用量及び再生利用率の見込み



廃棄物管理責任者の業務 (②減量推進計画の立案・実行)

<廃棄物の発生抑制>

● 知ることから始まります

建物から「どういう廃棄物」が、「どのくらいの量」発生しているのを知ることから、ごみ減量・再資源化が始まります。

1日に出るごみの量を調べて、グラフ化するなどして排出量を把握しましょう。

● 次に調べてみましょう

廃棄物や再生資源物の処理契約や排出方法など、適正な対応がされているか確認しましょう。

<再使用・リサイクルの進め方>

● 考えることから始まります

何かを手にしたとき、「再使用できるか」「リサイクルできるか」どうか考えてみましょう。

(条例第9条第2項・規則第4条※)

※「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」



廃棄物管理責任者の業務

(③テナント等への啓発)

●行動に移せる環境をつくりましょう

ごみの適正区分ができる分別ボックスの設置や、適正な分別方法について社員研修やテナント会議で周知するなど、分別意識を高める工夫をしましょう。

分別は細かく分ければ分けるほど、リサイクルが容易になりますが、手間がかかるので、細かく分けていくことが、効果的ではない場合もあります。

事前に収集事業者とよく相談し、効率的な方法で分別してください。

[占有者（テナント）の義務] (条例第9条第5項※)

占有者（テナント）は、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量推進及び適正処理について、当該建築物の所有者や管理者に協力しなければなりません。

※「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」



廃棄物管理責任者の業務 (④立入検査)

○立入検査の実施 (条例第36条・指導要綱第4条※)

廃棄物の減量と排出状況の確認のため、対象となる建築物に対して立入検査を行う際は、廃棄物管理責任者の立会をお願いしております。

立入検査を行う際は、廃棄物管理責任者様と日程調整し、事前に通知します。また、立入検査時には下記の事項を確認し、必要に応じて指導や助言のうえ、点数評価を行います。

確認書類：廃棄物の処理に関する契約書・マニフェストなど

確認箇所：ごみ保管庫・分別ボックス設置・混入状況など

○立入検査時によくある指摘事例

- ・ **分別の徹底** (プラスチック類 (弁当がら等) は産業廃棄物との認識が薄い)
- ・ **法定掲示板設置** (産業廃棄物保管場所には法定掲示板を設置する必要あり)
- ・ **分別明示の徹底** (保管庫には必ず保管品目の明示をお願いします。)

※「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」

「特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱」



廃棄物管理責任者の業務

(⑤優良建築物に対する表彰)
(⑥廃棄物管理責任者講習)

○ごみ減量優良建築物表彰制度の実施（表彰実施要綱第4条※）

日頃より廃棄物の減量推進、適正処理の取り組みを継続し、功績のあった建築物に対して環境局長表彰や市長表彰を行っております。

令和4年度 環境局長表彰27件、市長表彰57件

○廃棄物管理責任者講習の実施

毎年1月頃に廃棄物管理責任者を対象とし、廃棄物の減量推進及び適正処理への理解向上を目的とした講習を実施しております。

○廃棄物管理責任者講習の受講確認

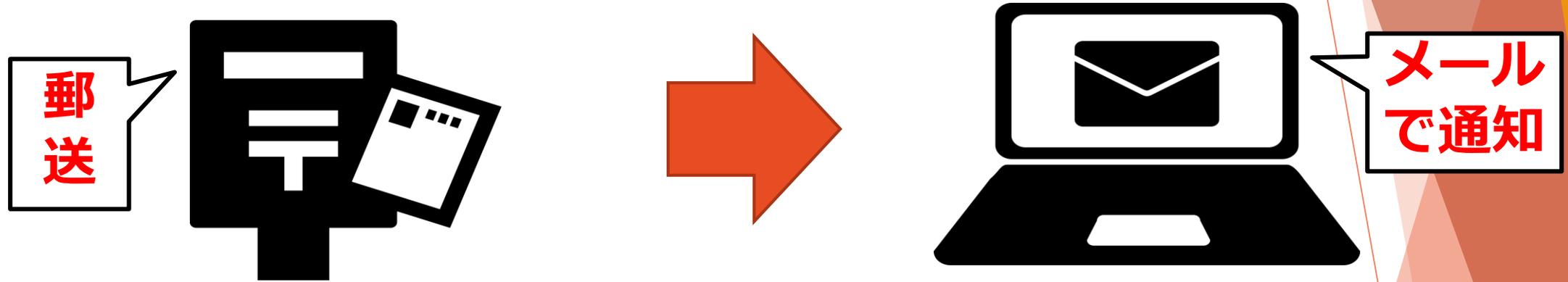
講習資料、YouTubeチャンネル動画の内容をご理解の上、受講後に所定の理解度テスト解答兼アンケートを所定の期日までにご提出いただくと、廃棄物管理責任者様の活動として、次年度の立入検査の際の加点対象となります。

※「特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱」



廃棄物管理責任者の皆様へお知らせ

大阪市から送付する減量計画に関する各種案内や通知書等の送付方法を令和4年度より変更しています。



行政オンラインシステムで計画書を申請された方には、電子メールにて減量計画に関する各種案内や通知書などについて送付させていただいております。

(令和5年度の計画書提出依頼文については、3月下旬に送付予定です)

令和5年度より減量計画書にメールアドレス欄を新設します。

ペーパーレス化推進のため、行政オンラインシステムや電子メールの積極的なご活用をお願いします。